

平成二十年五月二十一日提出  
質問第四一〇号

国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問主意書

提出者 保坂展人

## 国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する質問主意書

日本国は、国連の活動に対して分担金、拠出金など資金の拠出を行っている。その資金は、国民の税金から支出されており、その資金は、ルールに則った使い方がされなければならないし、さらに、ルールに則った使い方であるとの説明がつくとしても、国民常識に照らして適正に使われなければならない。

このたび、社会民主党に平成二十年五月十五日付けで日本消費者連盟から「国連広報センター（UNIC）での業者癒着不正経理疑惑について」という文書が寄せられた。この文書は、外務省にも送付されていると聞いている。この件について、ニューヨークの国連広報局では、現地付けで五月十五日に「平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていたこと」、「内部監査が行われていること」との趣旨の記者ブリーフィングが行われ、日本消費者連盟からの文書は、実際に裏付けのある事項に係る懸念の表明であることが明確になった。

そこで、次の事項について質問する。

### 一 国連広報センター（UNIC）への日本政府の予算支出について

1 日本政府は、国連広報センター東京事務所（以下「UNIC東京」という。）の予算を把握している

か。その予算のうち、日本政府からの拠出で賄われているのはどのような項目で、いくらか。特に平成十二年度以降はどうなっているか。

2 日本政府は、税金から支出される資金が適切に使われていることに対して国民に説明責任があると考えるが、UNIC東京のトラストファンド・維持運営経費・家賃等の会計処理について、誰からどのような形で報告を受けていたか。また、報告を受けていないとすれば、どのような理由によるものか。

3 国連広報局の説明によれば、「平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていた」とのことである。

(1) 日本政府は、UNIC東京で平成十二年から国連会計規則に違反した会計処理が行われていたことを把握していたか。また、日本政府が、UNIC東京の経理について、次の事項を把握しているならば、それぞれについて説明されたい。日本政府が把握していない事項があるとすれば、それを国連側に確認する用意はあるか。ないとすれば、どのような理由からか。

(ア) 国連会計規則に違反した会計処理とは、具体的にどのような内容のものか。

(イ) 国連規則に違反した会計処理に関して、UNIC東京は国連本部に虚偽の報告をしていた事実は

あるか。あるとすれば、それはどのような国連規則の違反になるのか。

(ウ) 平成十二年度以降のUNIC東京の所長と会計処理の責任者及び担当者は誰か。

(エ) 国連会計規則に違反した会計処理が行われた相手方である業者は誰か。

(2) 国連会計規則に違反した会計処理は、平成十一年度以前にもあったのか。平成十二年度以降に行われるようになったとすれば、その理由について、日本政府はどのように考えているか。また、平成十二年度以降に、どのような項目の会計規則違反があったのか。件数及び金額についても併せて明らかにされたい。

## 二 国連の内部監査について

1 日本政府は、UNIC東京の不正経理問題について、国連の内部監査が行われていたことを知っているのか。また、内部監査の手続は、今どうなっているか。

2 日本政府は、国連広報局が記者に説明した内容を承知しているか。承知しているとすれば、国連広報局の説明はどのようなもので、国連の内部監査の内容と同じか、または、齟齬があるのか。齟齬があるとなれば、どのような部分が異なっているのか。また、承知していないとすれば、それはどのような理

由によるものか。

右質問する。